

## 質 疑 応 答 書

事業名 広島平和記念資料館へのキャッシュレス決済導入等業務

基本仕様書等の項目	質 問	回 答
全般	・カード会社や決済代行事業者が、POS機能を提供するベンダーとの共同提案を行うことは可能でしょうか。	・「広島平和記念資料館へのキャッシュレス決済導入等業務公募型プロポーザル手続開始の公示（以下「公示」という。）」の「4応募資格」が示すとおり、本公募型プロポーザルでは、共同提案は応募資格に含まれていません。
	・また、逆にカード会社や決済代行事業者がフロントに立ってPOS機能も含めて提案を行うことは可能でしょうか。	・もし「フロントに立つ」という表現が、「実質的な業務の全ては一括して他社に再委託する」又は「主たる業務を他社に再委託する」という意味を含むとすれば、それは認められません。 ・その他の意味の場合、公示や「広島平和記念資料館へのキャッシュレス決済導入等業務公募型プロポーザル応募説明書（以下「応募説明書」という。）」や「広島平和記念資料館へのキャッシュレス決済導入等業務に係る基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）」等に記載している諸条件を満たすとともに、関係法令や本市契約規則等に抵触しないのであれば、問題ないと考えます。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

基本仕様書等の項目	質 問	回 答
応募説明書 8 プレゼンテーション (1) 実施日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションの実施日時は11月下旬との記載がありますが、どのタイミングで日時が決定されますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公示や応募説明書に記載の企画提案書の提出期間後に、応募件数を踏まえた上で決定する予定です。</li> </ul>
基本仕様書 3 委託業務内容 (1) キャッシュレス決済に対応した端末の提供・設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・POSレジ等（決済端末機を除く。）の機器代金（初期費用）の請求者が受注者以外（再委託先等）とすることは可能でしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の相手方以外の者（再委託先等）から本市に対して代金を請求することはできません。</li> <li>・なお、基本仕様書4-(2)「調達物品及びその数」に対応するものとして企画提案書にて提案された調達物品について、予定価格が5万円未満であるなど、広島市契約規則第24条第1項ただし書の規定により、1人からの見積書の徴取によることができる場合の基準に該当する場合は、当該物品の提供元から本市が直接調達することは可能と考えられます。ただし、その金額も含めて総額は公示3-(3)に示す上限額を下回ることが必要です。</li> </ul>

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

基本仕様書等の項目	質 問	回 答
4 キャッシュレス決済端末 (1) 仕様等 ケ (略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P O S 機能及び決済端末の月額費用は無償であることとなっておりますが、決済メニューごとに発生する決済サービス利用料(月額)等は発注者負担とすることは可能でしょうか。 (例:再委託先によるサービス利用料等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な企画提案内容(提供されるサービス)が示されていない中での回答は差し控えたいと思います。ただ、基本仕様書では、端末及び P O S 機能の使用に当たり、月額使用料が生じないことを条件としています。</li> <li>・ また、現段階では、決済手数料を除く費用の合計額が委託契約金額になると想定しています。</li> </ul>
4 キャッシュレス決済端末 (2) 調達物品及びその数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本仕様書 4-2)における、端末等一式 3 セットの記載について、2 セットは広島平和記念資料館、1 セットは広島平和文化センターへの設置との理解でよろしいでしょうか(理由: 1 セットにて振込先を別々にすることができないため)。</li> <li>・ ロール紙は P O S レジ及び端末機それぞれで使用いたしますが、いずれも消耗品であることから費用負担については、貴市の負担との認識でよろしいでしょうか。また、稼働後の消耗品であることから、本件プロ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本仕様書 6 に記載のとおり、3 セットとも広島平和記念資料館に設置することを想定しています。</li> <li>・ ロール紙の購入・使用は想定していません。</li> <li>・ 所定の料金を支払われた方には、広島平和記念資料館条例施行規則第 3 条第 1 項に定める所定の観覧券を交付します。</li> </ul>

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

基本仕様書等の項目	質 問	回 答
	<p>ポーザル委託料の対象外との認識でよろしいでしょうか。</p>	
	<p>・現状、広島平和記念資料館側ではタブレット端末や通信環境等は保有していない認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおりです。</p>
	<p>・また、タブレット端末は見積もりの範囲内に入れる前提としていますが、当該端末は広島平和記念資料館にて手配をいただくことが可能との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・公示2に記載しているとおり、本公募型プロポーザルは、本市が、本業務にふさわしい事業者（契約の相手方候補）を選定するために行うものです。広島平和記念資料館の指定管理者が、本公募型プロポーザルに係る端末の購入等の手配をすることは想定していません。</p>
<p>9 セットアップ・保守・研修の実施</p>	<p>・POSレジへのセットアップとして、各種売上項目や音声ガイド種類の登録等が必要となり、登録等初期設定が必要となりますが、初期設定費用は発注者負担との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、POSレジの操作研修等の費用について、発注者負担との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・POS機能のセットアップ・保守・研修を含めた業務委託を想定しており、受注者負担となります。</p> <p>・なお、基本仕様書2ページに記載のとおり、「必要に応じて減免等に関する任意の項目を運用開始後にも追加できるような仕様とすること」も条件となっております。</p>

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

基本仕様書等の項目	質 問	回 答
委託契約書（案） 第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務を行うために必要な経費について、発注者が別に定めたものについて発注者が負担する。と記載がありますが、どのような経費を想定されておりますか。</li> <li>また、プロポーザルの提案においてはその業務の有無並びにその経費が未確定につき、プロポーザル委託料の対象外であるとの認識でよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島市委託契約約款（以下「約款」という。）に関する御質問として理解し、お答えします。</li> <li>この約款は、本市が委託契約を締結する場合に用いる標準的なものであり、本公募型プロポーザルについては、今のところ約款第3条ただし書きの適用を想定している経費はありません。</li> </ul>
同 第4条2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務委託を行う場合、貴市からの承諾を得るには、「いつ」、「どのように」承諾を得ればよいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>約款に関する御質問として理解し、お答えします。</li> <li>この約款は、本市が委託契約を締結する場合に用いる標準的なものであり、約款に基づく再委託に係る手続きは、契約締結後に行います。約款第4条第1項等の規定により「あらかじめ」、約款第1条第3項の規定により「書面により」承諾を行います。</li> <li>なお、基本仕様書に定める業務のうち、再委託を行うことでより効果的な提案となる場合は、企画提案書の該当部分に再委託を行う相手方企業を記載するようお願いします。</li> </ul>

（注） この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。